土佐市老人クラブ連合会 表彰規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、老人クラブの育成発展に功績のあったもの及び老人クラブ活動に積極的に協力したものに対し、土佐市老人クラブ連合会長(以下「市老連会長」という。) がこれを表彰し、又は感謝の意を表し、老人クラブの一層の発展を図ろうとするものである。

(表彰及び感謝の方法)

第2条 この規程による表彰及び感謝は、毎年開催する老人クラブ大会等において行うも のとする。

第3条 表彰及び感謝は、表彰状又は感謝状と記念品を贈呈して行うものとする。

(表彰の対象及び要件)

第4条 表彰の対象及び要件は、次のとおりとする。

(1) 老人クラブの役員 市老人クラブ連合会又は単位老人クラブの役員として の在籍期間が通算して4年以上であって、功績顕著な者

(2) 単位老人クラブの会員 単位老人クラブの会員として 4 年以上にわたり特に功績顕著な者。

(3) 優良老人クラブ 単位老人クラブ活動が4年以上にわたり特に優秀で他の範とするに足ると認められるクラブ。

(4) 会員増強クラブ 単位老人クラブにおける会員増強が特に顕著なクラブで、

他の範となるに足ると認められるクラブ。

なお、具体的な表彰の基準は、市老連会長が別に定める。

(5)特別功労者 土佐市老人クラブ連合会(以下「市老連」という。)の役員で、功労の認められる者。

2 前項の規定による表彰は、この規程に基づき既に表彰を受けたものは、原則として 除外するものとする。ただし、受賞後の経過年数及びその後の活動状況等を勘案し、 特に必要と認められる場合はこの限りではない。

(感謝の対象及び要件)

- 第5条 感謝の対象及び要件は、次のとおりとする。
 - (1) 青年団体及び女性団体の役職員並びに民生委員、児童委員、社会福祉担当職員、公民館職員等であって、老人クラブの健全育成について 4 年以上積極的に協力援助した者。
 - (2) 老人クラブの健全育成のため市老連に対し、10万円以上の寄付をした者。

(表彰及び感謝の数)

第6条 単位クラブ別の表彰及び感謝の数については、市老連会長が別に定める。

(候補者の推薦)

- 第7条 単位者人クラブ会長は、この規程に定める表彰及び感謝に該当すると認められる ものを市者連会長に推薦するものとする。
 - 2 第4条第1項第5号に定める特別功労者については、前項の規定にかかわらず、市 老連会長が表彰審査委員会に推薦するものとする。

(表彰審查委員会)

- 第8条 表彰又は感謝の候補者を審査するため、表彰審査委員会を置く。
 - 2 表彰審査委員会は、市老連会長及び単位老人クラブ会長から推薦された候補者について、その適否等の審査を行い市老連会長に答申するものとする。
 - 3 審査委員は次の関係者をもって構成する。
 - (1) 市老連の会長、副会長
 - (2) 社会福祉協議会事務局長

附則

この規程は、平成24年11月5日から施行する。

土佐市老人クラブ連合会表彰規程(県老連との比較)

		市老連	県老連
区 分	対象	の資格要件等	の資格要件等
役員功績者表彰	市老人クラブ連合会又は単位老人		
	クラブの役員 	4 年以上 	5 年以上
	 [表彰規程第 4 条第 1 項(1)該当者]		
会員功績者表彰	単位老人クラブの会員		
		4年以上	5 年以上
	[表彰規程第4条第1項(2)該当者]		
優良老人クラブ表彰	単位老人クラブ		
		4年以上	5 年以上
	[表彰規程第4条第1項(3)該当者]		
		1 増強率 10%以	1 増強率 20%以
会員増強クラブ表彰	単位老人クラブ	上又は	上又は
		2 実質加入増数	2 実質加入増数
	[表彰規程第4条第1項(4)該当者]	8人以上	10 人以上
特別功労者表彰	土佐市老人クラブ連合会の役員	4年以上	5 年以上
	[表彰規程第4条第1項(5)該当者]		
	1 青年団体及び女性団体の役職員		
	2 民生委員、児童委員		
協力援助者感謝	3 社会福祉担当職員	4年以上	5 年以上
	4 公民館職員等		
	[表彰規程第5条第1項(1)該当者]		
寄付者感謝	[表彰規程第5条第1項(2)該当者]	10 万円以上	10 万円以上